

保険商品の銀行等における窓口販売について

1. 本年5月、保険業法が改正され、来年4月1日以降、保険契約者等の保護に欠けるおそれがある場合に限り、銀行等による保険商品の窓口販売が可能となるが、その具体的な内容については、内閣府令で定めることとされている。
2. 来年4月の窓口販売解禁時における取扱いについては、今後、以下の方向で内閣府令の立案を進め、パブリックコメント等の手続きを経て、所要の規定の整備を行うこととする。
 - (1) 対象保険商品については、銀行等が行う業務との関連性が強く、保険契約者等の保護の面で問題が少ないものとして以下の保険商品を販売対象とする。
 - 住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険
 - 海外旅行傷害保険
 - (2) 保険商品の引受元に係るいわゆる子会社・兄弟会社限定については、信用生命保険に係るものを除き、限定を付さない。
 - (3) 解禁にあたっては、抱き合わせ販売の禁止等、所要の弊害防止措置を講じる。
3. なお、対象保険商品の拡大及び信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定の取扱いについては、来年4月以降の実施状況をみながら、更に検討を行い、平成13年度中に改めて結論を得ることとする。